

一般社団法人 日本神経回路学会 役員選挙規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会(以下「本会」という)の定款第 28 条および第 31 条の規定に基づき、役員を選出・任期・再任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 役員とは、本会の正会員からこの規程に基づき選出された者で、本会の理事会を構成し、本会の定款第 29 条の規定に基づき、職務を執行する者をいう。

(役員の数)

第 3 条 本会の役員の数、は、本会の定款第 27 条の規定に基づき、理事会で決定する。

(役員の任期)

第 4 条 役員の任期は、本会の定款第 31 条第 1 項の規定により、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 役員任期は、原則として 2 年とし、連続 2 回までの再任は妨げない。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第 5 条 会長は、翌事業年度役員を選出に関する業務を公正に行うため、本会に選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は若干名とし、理事会において理事の中から選出の上、会長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から会長が理事会の議を経て委嘱する。

4 会長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

5 選挙管理委員会は会長の命により事務局の協力を得て選挙に関する事務的処理を行なう。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、原則として 1 年とし、再任を妨げない。

(委員会の業務)

第 7 条 委員会の業務は、次のとおりとする。

(1) 代議員への翌事業年度役員および補欠の選挙の開催・日程等の周知

(2) 翌事業年度役員候補者および補欠の名簿の作成

候補者名簿には、理事会推薦者と代議員推薦者を分けて、候補者氏名を五十音順に配列記載し、かつ候補者の所属機関を付記する

(3) その他役員選挙に関し必要な事項

(選挙結果の報告)

第 8 条 委員会は、翌事業年度役員選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果を正会員等に通知しなければならない。

(役員を選出方法)

第 9 条 役員は、本会の代議員による選挙に基づいて選出する。

2 選挙管理委員会は代議員による投票結果を得票順に改選定員数まで配列し、名簿を作成する。最下位に同点者があり、改選定員数の候補者が決まらない場合は、定員数まで入会承認順(再入会の場合は、再入会時とする)に候補者を決定する。ただし、入会承認日が同一の場合は年長順に決定する。

(理事および監事の選任)

第 10 条 役員である理事および監事は、本会の定款第 28 条に基づき正会員であるものの中から総会の決議によって選任される。

2 理事会は、翌事業年度に改選される理事および監事の候補者を正会員から推薦する。ただし、当該選挙において改選される理事および監事で、その任期が連続 4 年におよぶ理事および監事および未納会費のある正会員は推薦対象から除外するものとする。

3 前項の理事および監事候補者以外の理事および監事候補者の推薦を代議員から募る。ただし、正会員としての学会所属期間が5年に満たない代議員は推薦者となれない。理事および監事候補者は、3 名以上の代議員からの推薦を必要とする。代議員からの推薦においても、2 項で推薦対象から除外される正会員は推薦対象から除外する。

4 1名の代議員が推薦できる理事および監事候補者は 2 名までとする。

5 代議員は自分自身を理事および監事候補者として推薦することができる。

6 理事のうち4分の1以上は改選される理事以外から推薦する。

7 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、連続 2 回までの再任は妨げない。

(選挙の疑義)

第 11 条 役員選挙に疑義が生じたときは、委員会で処理されることを原則とする。

(会長の選定)

第 12 条 会長は、本会の定款第 28 条第 2 項に基づき理事会において理事の互選により選定する。

2 会長の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、連続 2 回までの再任は妨げない。

(業務執行理事の選定)

第 13 条 業務執行理事は、本会の定款第 28 条第 3 項に基づき理事会において選定する。

2 業務執行理事は、副会長と財務会計理事とする。

3 業務執行理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、連続 2 回までの再任は妨げない。

4 第 12 条より決定した次期会長は、改選されない理事および新しく選出される理事のなかから次期副会長を指名し、理事会の議決を経て決定する。

(会長の代行)

第 14 条 会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が指定した順序に従い、他の理事がその職務を代行する。

第 3 章 改正

(改正)

第 15 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

第 4 章 附則

(附則)

第 16 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会の設立日から施行する。

(経過措置)

第 17 条 この規程の施行後の第 1 事業年度における代議員選挙については、第 5 条 2 項および 3 項にかかわらず、委員会委員長は、任意団体 日本神経回路学会の選挙管理委員会委員長が引き継ぐ。

2 この規程の施行後の第 1 事業年度に選出された理事は、それぞれ次の表に掲げる任期とする。この任期は、役員候補者の名簿に記載する。

理事のおおよそ 1/4	任期 1 年、再任なし
理事のおおよそ 1/4	任期 1 年、再任あり、再任後の任期 2 年

理事のおおよそ 1/4	任期 2 年、再任なし
理事のおおよそ 1/4	任期 2 年、連続 2 回までの再任は妨げない